

# 「ウィメンズヘルスアドバイザー協会」 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、ウィメンズヘルスアドバイザー協会 と称する。

(所在地)

第2条 この協会は、主たる事務所を札幌市に置く。

## 第2章 目的

(目的)

第3条 この協会は、女性が更年期と更年期以降を健康で過ごすための知識を持ち、健康に過ごすための行動ができるようにするための情報発信をするとともに、「ウィメンズヘルスアドバイザー」の資格を認定して人材育成することで、全ての人が、いくつになっても、健康でイキイキと活躍できる社会を実現することを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 女性の健康及び更年期に関する情報提供サービス
2. 栄養指導、健康指導などの医療に関する情報提供サービス
3. ウィメンズヘルスアドバイザーの資格の認定
4. ウィメンズヘルスアドバイザーの養成と普及
5. セミナー・講演会・イベント等の企画、運営、開催
6. 女性の健康及び更年期に関する書籍の出版・映像の制作及び販売
7. 女性の健康増進に役立つ物品の販売
8. 女性の健康増進のための健康診断の実施に関する事業
9. その他、この協会の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第5条 この協会の会員は、次の3種とする。

1. 正会員 この協会の目的に賛同し、入会した個人
2. ウィメンズヘルスアドバイザー会員 この協会の認定する資格を有する個人

### 3. 賛助会員 この協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体

#### (入会の方式)

第6条 この協会の正会員となろうとする者は、役員による指名を経て、別に定める様式による申込をし、代表による承認を受けたときに、この協会に入会することができる。

2 ウィメンズヘルスアドバイザー会員となるには、別に定める講座を受講し、考査を経て別に定める様式による申込をし、代表の承認を受けるものとする。

3 賛助会員となるには、別に定める様式による申込をして代表の承認を受けるものとする。

#### (入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (退会)

第8条 この協会を、退会しようとする会員は、別に定める退会届を役員に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 正会員及びウィメンズヘルスアドバイザー会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(2) 会費を6ヵ月以上納入しないとき。

(3) 総正会員が同意したとき。

#### (禁止事項)

第9条 この協会の会員は、会員である間及び会員資格喪失後において、以下の行為を行ってはならない。

(1) この協会が主催する講座その他で提供された著作物の全部又は一部を、著作権者の許可なく複製、複写、変更、転載、配信、販売、貸与すること

(2) ウィメンズヘルスアドバイザーの名称を使用して政治活動及び宗教活動及びそれに類する行動を行うこと

(3) ウィメンズヘルスアドバイザーの名称を使用してマルチ商法及びそれに関連する恐れのある事業及び投資商材の販売活動を行うこと

(4) この協会及び会員の財産権、人格権その他の権利又は利益を侵害する行為

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

(1) 前条に定める行為を行った場合

(2) この規約その他規則に違反したとき

(3) この協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(4) その他除名すべき正当な理由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、当該会員に対し除名を通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 正会員及びウィメンズヘルスアドバイザー会員が前二条の規定によりその資格を喪失したときは、この協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この協会は、ウィメンズヘルスアドバイザー会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

3 正会員及びウィメンズヘルスアドバイザー会員が資格を喪失したときは、認定書を返還或いは破棄するとともに、速やかにウィメンズヘルスアドバイザーの名称使用を中止すること。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員及びウィメンズヘルスアドバイザー会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 会費等の額
- (4) 規約の変更
- (5) 解散
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年3月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、代表が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの規約に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員等の除名
- (2) この規約の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(書面決議等)

第19条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された議案について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使すること、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項により議決権を行使する正会員は、総会に出席したものとする。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第21条 この協会に、次の役員を置く。

代表 1名

副代表 2名以内

(役員を選任)

第22条 役員は、総会の決議によって正会員の中から選任する。

(役員職務及び権限)

第23条 代表及び副代表は、法令及びこの規約で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表は、この協会を代表し、その業務を執行する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

(役員解任)

第24条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

## 第6章 資産及び会計

(事業年度)

第25条 この協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会の議決によって変更することができる。

(解散)

第28条 この協会は、総会の議決による解散をするときは、総会において正会員の総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

## 第8章 附則

(設立時の役員)

第29条 この協会の設立時の役員は次のとおりとする。

代表 佐藤 みはる

(雑則)

第30条 この規約の施行について必要な事項は、この規約で定めるものを除き、総会を経て別に定める。

本会規約は、2017年7月1日より施行する